

# 使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令 の一部を改正する省令案について

## 1．背景

民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）が平成24年4月1日より施行され、法人も未成年者の後見人の地位につくことが可能となる。本改正に伴い、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令（平成13年厚生労働省・経済産業省・環境省令第2号。以下、「省令」という。）を以下のとおり改正することとしたい。

## 2．現行制度の概要

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）では、指定再資源化事業者（同法第26条）は、単独に又は共同して、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化を実施しようとするときは、主務大臣の認定を受けることができることとしている（同法第27条）。

上記の認定基準として、当該自主回収及び再資源化に必要な行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合することを求めている（同条第1項第2号）。

その基準の一つに、未成年者が自主回収及び再資源化に必要な行為を実施する者となる場合の当該未成年者の法定代理人に係る欠格事由を規定している（省令第1条第5号）。

## 3．改正の趣旨

### （第1条第5号）

民法等改正法の施行に伴い、未成年後見制度が見直され、未成年後見人に法人を選任することが可能となり、未成年後見人である法人の意思決定にその役員が影響を及ぼすこととなる。現行の同省令は、法定代理人に法人を想定したものではないことから、「法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。」と改正することとする。

具体的には、第1条第5号中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加えることとする。

なお、民法等改正法附則第33条において、廃棄物処理法における一般廃棄物処理業の許可に係る欠格事由（廃棄物処理法第7条第5項第4号チ）について、同趣旨の改正がなされたところ。

## 4．今後のスケジュール

公布 平成24年3月下旬

施行 平成24年4月1日